

特定粉じん排出等作業について

令和3年4月
千葉市環境局環境保全部環境規制課

建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の解体・改造・補修を行う場合、大気汚染防止法（以下「法」という。）の規定により、石綿使用の有無について事前の調査を行う必要があります。

また、石綿を含有する建築材料（特定建築材料）の除去等の作業（特定粉じん排出等作業）は、法に基づく作業基準の遵守の義務が課せられるとともに、特定建築材料のうち吹付け石綿等の除去等の作業については、届出のほか、千葉市建築物等の解体等に伴う石綿の飛散の防止等に関する要綱（以下「千葉市要綱」という。）に基づく石綿濃度の測定等も必要となります。

1 解体等工事の事前調査等（元請業者／自主施工者）

○ 解体等工事の元請業者は、その建築物等に石綿が使用されているか否かについて事前調査を行わなければなりません。また、その結果について、発注者に対し、下記の事項を記載した書面を交付して説明しなければなりません。

	石綿なし	石綿あり	
		特定工事※ ¹	届出対象特定工事※ ²
調査の結果	○	○	○
調査終了年月日	○	○	○
事前調査の方法	○	○	○
特定建築材料の種類・使用箇所・使用面積		○	○
特定粉じん排出等作業の種類・実施期間・方法		○	○※ ³
特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況			○
特定工事の工程の概要		○	○
特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所		○	○
下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所			○

※¹ 特定工事…特定粉じん排出等作業を伴う建設工事

※² 届出対象特定工事…特定工事のうち、吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業を伴うもの

※³ 特定粉じん排出等作業の方法が法に定める方法でないときは、その理由を含む。

2 事前調査結果の記録及び保存（元請業者／自主施工者）

解体等工事の元請業者又は自主施工者は、事前調査に関する記録（元請業者の名称、調査終了年月日、調査方法、調査結果など）を作成し、当該記録を解体等工事が終了した日から3年間保存しなければなりません。

3 届出（発注者／自主施工者）

特定建築材料が使用されている建築物等の解体・改造・補修を行う作業のうち、特定粉じんを多量に発生し、又は飛散させる原因となる特定建築材料に係る特定粉じん排出等作業を伴うもの（届出対象特定工事）は、事前に届出が必要となります。詳細は P.3 をご覧ください。

○ 特定建築材料の種類及び特定建築材料に該当する建築材料の例

届出の有無	特定建築材料の種類	建築材料の例
有	吹付け石綿	①吹付け石綿、②石綿含有吹付けロックウール（乾式・湿式）、③石綿含有ひる石吹付け材、④石綿含有パーライト吹付け材
有	石綿を含有する断熱材（吹付け石綿を除く。）	① 屋根用折版裏断熱材、②煙突用断熱材
有	石綿を含有する保温材（吹付け石綿を除く。）	①石綿保温材、②石綿含有けいそう土保温材、③石綿含有パーライト保温材、④石綿含有けい酸カルシウム保温材、⑤石綿含有ひる石保温材、⑥石綿含有水練り保温材
有	石綿を含有する耐火被覆材（吹付け石綿を除く。）	①石綿含有耐火被覆板、②石綿含有けい酸カルシウム板第二種、③石綿含有耐火被覆塗り材
無	石綿含有成形板	①石綿含有スレートボード、②石綿含有けい酸カルシウム板第一種、③石綿含有ビニル床タイル、④石綿含有スレート波板
無	石綿含有仕上塗材	①石綿含有セメントリシン、②石綿含有合成樹脂系リシン、③石綿含有吹付けタイル

4 解体等工事の施工等における事前調査結果の現場備え置き及び掲示（元請業者／自主施工者）

- 解体等工事の元請業者又は自主施工者は、事前調査に関する記録の写しを当該解体等工事の現場に備え置かなければなりません。
- 解体等工事の場所においては、公衆に見やすいよう、下記の事項を記載した**掲示板（A3用紙以上の大きさ）**を設けなければなりません。

	石綿なし	石綿あり	
		特定工事	届出対象特定工事
調査の結果	○	○	○
元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所（法人の場合は、代表者の氏名）	○	○	○
調査終了年月日	○	○	○
事前調査の方法	○	○	○
特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類		○	○

5 除去等作業における作業基準の遵守（元請業者・下請業者／自主施工者）

特定粉じん排出等作業を行う場合は、法に基づく作業基準を遵守しなければなりません。作業基準の詳細は、P.4 をご覧ください。

6 届出書類等

届出書類等は下表のとおりです。提出に当たっては、作業開始前・作業終了後の書類ともに一冊のファイルにまとめていただき、2部提出してください。

(1) 作業開始前に提出する書類

届出書類及び根拠	特定粉じん排出等作業実施届出書【大気汚染防止法（様式第3の4）】
届出者	発注者（又は自主施工者）
届出期限	作業開始日（養生等開始日）の14日前まで
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ○現場案内図 ○石綿の使用箇所がわかる見取図 ○作業の方法（フロー図等） ○対象となる建築物等の配置図及び付近の状況 ○作業工程表 ○作業場の隔離又は養生の状況、前室及び掲示板の設置状況を示す見取図 ○その他参考書類 <ul style="list-style-type: none"> ・石綿濃度測定計画 ・薬液等のカタログ 等 <p>※見取図には、主要寸法、隔離された作業場の容量（m³）、集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記入すること</p>

※石綿濃度の測定について

施工者は、千葉市要綱に基づき、大気中の石綿濃度の測定を行う必要があります。

【測定箇所】

<作業開始前及び終了後>

- ・建築物等の周辺4方向における敷地境界線上の4か所

<作業実施中>

- ・建築物等の周辺4方向における敷地境界線上の4か所
- ・集じん・排気装置の排気口及び前室の出入口（作業場の隔離の措置を講じた場合）

【測定高さ】地上1.5m

【測定方法】石綿に係る特定粉じんの濃度の測定法（平成元年環境庁告示第93号）に定める方法その他の適当な方法（アスベストモニタリングマニュアル（環境省）等）

(2) 作業終了後に提出する書類

届出書類及び根拠	石綿濃度測定結果等報告書【千葉市要綱（様式第1号）】
届出者	発注者（又は自主施工者）
届出期限	作業終了後、速やかに
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ○石綿濃度測定結果 ○作業記録（特定粉じん排出等作業の工程ごとの写真）

7 作業基準

元請業者若しくは下請負人又は自主施工者は、法に基づく作業基準を遵守する必要があります。
作業基準上の掲示板は、事前調査の結果を示す掲示板（前掲）とは別に必要です。

1. 作業基準（全作業共通）

- 一 特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業の開始前に、次に掲げる事項を記載した当該特定粉じん排出等作業の計画を作成し、当該計画に基づき当該特定粉じん排出等作業を行うこと。
 - イ 特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - ロ 特定工事の場所
 - ハ 特定粉じん排出等作業の種類
 - ニ 特定粉じん排出等作業の実施の期間
 - ホ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
 - ヘ 特定粉じん排出等作業の方法
 - ト 第十条の四第二項各号に掲げる事項
- 二 特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業を行う場合は、公衆の見やすい場所に次に掲げる要件を備えた掲示板を設けること。
 - イ 長さ四十二・〇センチメートル、幅二十九・七センチメートル以上又は長さ二十九・七センチメートル、幅四十二・〇センチメートル以上であること。
 - ロ 次に掲げる事項を表示したものであること。
 - (1) 特定工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - (2) 当該特定工事が届出対象特定工事に該当するときは、法第十八条の十七第一項又は第二項の届出年月日及び届出先
 - (3) 第十条の四第二項第三号並びに前号ニ及びヘに掲げる事項
- 三 特定工事の元請業者、自主施工者又は下請負人は、特定工事における施工の分担関係に応じて、当該特定工事における特定粉じん排出等作業の実施状況（別表第七の一の項中欄に掲げる作業並びに六の項下欄イ及びハの作業を行うときは、同表の一の項下欄ハ、ニ、ヘ及びトに規定する確認をした年月日、確認の方法、確認の結果（確認の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあつては、その内容を含む。）及び確認した者の氏名を含む。）を記録し、これを特定工事が終了するまでの間保存すること。
- 四 特定工事の元請業者は、前号の規定により各下請負人が作成した記録により当該特定工事における特定粉じん排出等作業が第一号に規定する計画に基づき適切に行われていることを確認すること。
- 五 特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定建築材料の除去、囲い込み又は封じ込め（以下この号において「除去等」という。）の完了後に（除去等を行う場所を他の場所から隔離したときは、当該隔離を解く前に）、除去等が完了したことの確認を適切に行うために必要な知識を有する者に当該確認を目視により行わせること。ただし、解体等工事の自主施工者である個人（解体等工事を業として行う者を除く。）は、建築物等を改造し、又は補修する作業であつて、排出され、又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事を施工する場合には、自ら当該確認を行うことができる。
- 六 前各号に定めるもののほか、別表第七の中欄に掲げる作業の種類ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

2. 作業基準（作業の種類ごと）

作業の種類	作業基準
一 特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業（次項又は五の項に掲げるものを除く。）	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離すること。隔離に当たっては、作業場の出入口に前室を設置すること。 ロ 作業場及び前室を負圧に保ち、作業場及び前室の排気に日本産業規格 Z 八一二二に定める HEPA フィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。 ハ イの規定により隔離を行つた作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。 ニ 特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前及び中断時に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた

		<p>場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ホ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ヘ イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、及び特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後に集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、集じん・排気装置に付けたフィルタを交換した場合その他必要がある場合に随時、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ト 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行った上で、特定粉じんが大気中へ排出され、又は飛散するおそれがないことを確認すること。</p>
二	<p>特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（吹付け石綿を除く。）を除去する作業であつて、特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で除去するもの（五の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>ロ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>
三	<p>特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業のうち、石綿を含有する仕上塗材を除去する作業（五の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。（ロの規定により特定建築材料を除去する場合を除く。）</p> <p>ロ 電気グラインダーその他の電動工具を用いて特定建築材料を除去するときは、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>（１） 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>（２） 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>
四	<p>特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業のうち、石綿を含有する成形板その他の建築材料（吹付け石綿、石綿含有断熱材等及び石綿を含有する仕上塗材を除く。この項の下欄において「石綿含有成形板等」という。）を除去する作業（一の項から三の項まで及び次項に掲げるものを除く。）</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料を切断、破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと。</p> <p>ロ イの方法により特定建築材料（ハに規定するものを除く。）を除去することが技術上著しく困難なとき又は令第三条の四第二号に掲げる作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 石綿含有成形板等のうち、特定粉じんを比較的多量に発生し、又は飛散させる原因となるものとして環境大臣が定めるものにあつては、イの方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は令第三条の四第二号に掲げる作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>（１） 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>（２） 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ニ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>

五	特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業	作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
六	特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等の部分に使用されている特定建築材料を除去若しくは囲い込み等を行うか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料をかき落とし、切断又は破砕により除去する場合は一の項下欄イからトまでに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は二の項下欄イからハマまでに掲げる事項を遵守すること。 ロ 特定建築材料の囲い込み等を行うに当たっては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。 ハ 吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿含有断熱材等の囲い込み等（これらの建築材料の切断、破砕等を伴うものに限る。）を行う場合又は吹付け石綿の封じ込めを行う場合は、一の項下欄イからトまでの規定を準用する。この場合において、「除去する」とあるのは「囲い込み等を行う」と、「除去」とあるのは「囲い込み等」と読み替えることとする。

8 他法令による規制

大気汚染防止法のほか、建築物等の解体等に係る石綿飛散防止対策に関連する法律として、**労働安全衛生法（石綿障害予防規則）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建築基準法、建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）**などがあります。

元請業者等は、これらの関係法令に基づき適正に作業を行う必要があります。

【問合せ先及び届出先】

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市環境局環境保全部 環境規制課 大気班

電話 043-245-5189 FAX 043-245-5581 E-mail kankyokisei.ENP@city.chiba.lg.jp